



令和 7 年 4 月 沖縄県立読谷高等学校

(法：いじめ防止対策推進法)

国のいじめ防止基本方針
(法第 11 条)
沖縄県いじめ防止基本方針
(法第 12 条)

読谷高校いじめ防止基本方針
(法第 13 条)

第 1 いじめ防止のための対策の
基本的な方向

- (1) 基本的な考え方
- (2) いじめとは
- (3) いじめに問題に取り組む
方向性
- 2 本校の現状と課題
- (1) 本校の現状
- (2) FORMS による生徒アンケート調査結果
- (3) いじめ防止に向けて、早期発見、対処の取り組み状況
- (4) いじめ対応の流れ

第 2 いじめ防止等のための
対策の内容

- 1 いじめ防止に向かう学校の
姿勢・態度
- 2 いじめの早期発見に向けて
の取り組み
- 3 いじめの早期解決に向けて
の取り組み
- 4 校内組織
- 5 組織体制
- 6 重大事態への対処
- 7 校内研修
- 8 家庭地域関係機関との連携

いじめのストレスを取り除くために

「重点努力事項」より

1. 文武両道による学力向上
2. 希望進路の実現
3. 凡事徹底の推進

○「いじめ」の定義（平成 25 年度文部科学省改訂）
「いじめ防止対策推進法」より

（定義）第 1 条 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、**当該児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。**

（基本理念）第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、**学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。**

【年間を通じてのアンケート回答結果（R 6）】

- ① 年 3 回のアンケートから数件の回答があったが、第 3 回（1 月下旬実施）には「現在も続いている」いじめに関しては 0 件であった。
- ② 周囲の生徒からの情報提供も多く、状況を確認するなど迅速な対応ができた。

【アンケートを通して成果と課題（R 6）】

- ① 記名式よりも無記名にする方が回答しやすい印象を感じたが、個人の特定や対応が難しい。
- ② 周囲からの声も含めて、回答してくれた生徒には迅速に対応し、大きなトラブルに発展することはなかった。
- ③ 友人関係の悩みやトラブルが増加傾向にある。全職員で見守る姿勢、サポートする体制が必要である。

学校長（委員長）、教頭（副委員長）、生徒指導主任、当該生徒指導学年担当、当該学年主任、教育相談、養護教諭とする（事案により学級担任や部活動顧問が加わる）。また、学校の透明性や専門的立場からの意見を求める為に、本校職員以外の委員として、スクールカウンセラー（設置年度のみ）、本校 PTA 会長を加える。

いじめ主な関係機関・相談窓口

- ① 「みんなの人権 110 番 全国共通人権相談ダイヤル」
(ゼロゼロ みんなの ひやくとうばん) 0570-003-110
- ② 読谷村役場特設人権困りごと相談所 098-982-9201
- ③ 読谷村青少年センター 098-982-9232
- ④ ヤングテレホンコーナーフリーダイヤル 0120-276-556
(携帯電話から 098-862-0111)